

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

多治見市長

公表日

令和8年6月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索、電子申請機能での転出届の受領 ⑫マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知 ⑬個人番号カード等を用いたコンビニエンスストア等での住民票の写し等の交付</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能</p>

<p>②システムの機能</p>	<p>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能</p> <p>8. 庁内の他業務・システムとのデータ連携 庁内の他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携をする機能</p> <p>9. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐づく住民票コードを機構へ通知する機能 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する情報提供用個人識別符号のことである。</p> <p>10. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合利用番号連携サーバへ通知する機能</p> <p>11. 戸籍システムへの連携 住民基本台帳の記載等に応じ、戸籍システムへの附票情報等を連携する。</p> <p>12. コンビニ交付システムへの連携 コンビニ交付システムの利用が可能なコンビニエンスストアにおいて住民票の写し等の証明書を発行するため、コンビニ交付システムと各証明書に記載する情報のデータの連携を行う。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (健康管理システム、附票システム、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム、戸籍システム、コンビニ交付システム)</p>
<p>システム2～5</p>	
<p>システム2</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構築要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理するため必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞 在者又は国籍喪失による経過滞 在者情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 法令に基づき、個人番号を含めた4情報等を記録するため必要があるため ・その他(中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞 在者又は国籍喪失による経過滞 在者情報) 日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」)の情報を住民票へ記録するため必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月10日
⑥事務担当部署	市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム、サービス検索・電子申請機能、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム)							
③使用目的 ※	区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理する。							
④使用の主体	使用部署 市民福祉部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付与部署(危機管理課、税務課、福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、保育幼稚園課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、デジタル推進課、教育推進課)							
	使用者数 [100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、当該情報を元に既存住基システムの住民基本台帳を更新し、更新情報を市町村CSに送信し(既存住基システム→市町村CS)、また、庁内連携システムにも送信する(既存住基システム→庁内連携システム)。 ・市町村CSからの要求を受け、交付申請書等を送付するための送付先情報を市町村CSへ通知する(市町村CS→既存住基システム→市町村CS)。 ・個人番号生成を要求し(既存住基システム→市町村CS)、地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を取得する(市町村CS→既存住基システム)。 ・個人番号変更を要求し(既存住基システム→市町村CS)、地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を取得する(市町村CS→既存住基システム)。 							
	情報の突合 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の新規作成の際は、転出証明書により情報の突合を行う。 ・送付先情報の通知及び個人番号生成や変更の際は、住民票コードにより情報の突合を行う。 							
⑥使用開始日	平成27年7月10日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	
システム保守業務	
①委託内容 既存住基システム保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	
コンビニ交付システムの保守・運用	
①委託内容 コンビニ交付システムの構築・保守・運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 富士フィルムシステムサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3	
コンビニ交付サービス業務	
①委託内容 コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付サービス業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 地方公共団体情報システム機構	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (42) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民記録システム端末の直接参照)
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)
②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<既存住基システム、統合宛名システムにおける措置>

- ・入退室管理を行っているデータセンターに設置したサーバー内に保管する。
- ・サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
- ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行ったもの以外は入館できない。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。
- ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるのであるため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月10日
⑥事務担当部署	市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民福祉部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年7月10日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守運用	
①委託内容	既存住基システム運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

	5) 1,000万人以上	
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥ 移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦ 時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③使用目的 ※	個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため								
④使用の主体	使用部署	市民福祉部市民課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム)。</p>								
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	NECソリューションイノベータ株式会社 東海支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所コード、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所番、67.現住所方書カナ、68.現住所方書漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所番数値1、71.現住所番数値2、72.現住所番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出フラグ、75.住居地補正コード、76.入管法居住地住所コード、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地地番、80.入管法居住地地方書カナ、81.入管法居住地地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値、83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2、85.入管法居住地地番数値3、86.入管法居住地後漢字地番数値、87.性別コード、88.生年月日、89.元号フラグ、90.生年月日不詳フラグ、91.生年月日不詳コード、92.生年月日不詳文字、93.続柄コード、94.続柄名称漢字、95.記載順位、96.警告フラグ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所コード、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所コード、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所地番、113.前住所方書カナ、114.前住所方書漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所番数値1、117.前住所番数値2、118.前住所番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所コード、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前地番、128.住所変更前方書カナ、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前地番数値1、132.住所変更前地番数値2、133.住所変更前地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所コード、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所地番、141.転入前住所方書カナ、142.転入前住所方書漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所地番数値1、145.転入前住所地番数値2、146.転入前住所地番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢字、149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所コード、151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所、153.転出予定先地番、154.転出予定先方書カナ、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定前後漢字地番数値、161.実定地世帯主氏名漢字、162.実定地世帯主氏名漢字2、163.実定地住所コード、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地地番、167.実定地地方書カナ、168.実定地地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由コード、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由コード、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳フラグ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由コード、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳フラグ、189.住定日不詳文字、190.記載事由コード、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由コード、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳フラグ、198.消除日不詳コード、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留カード等番号、205.在留カード等番号区分、206.国籍コード、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格コード、211.在留資格名称、212.在留期間コード年、213.在留期間コード月、214.在留期間コード日、215.在留期間終日、216.世帯変更事由コード、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.カナ氏名カウンタ、221.漢字氏名カウンタ、222.性別カウンタ、223.生年月日カウンタ、224.続柄カウンタ、225.現住所カウンタ、226.世帯主名カウンタ、227.本籍カウンタ、228.筆頭者カウンタ、229.住民年月日カウンタ、230.住定届出日カウンタ、231.住定年月日カウンタ、232.記載年月日カウンタ、233.前住所カウンタ、234.転出地カウンタ、235.転出予定届出日カウンタ、236.転出予定日カウンタ、237.実定地カウンタ、238.通知日カウンタ、239.実定日カウンタ、240.番号法個人番号カウンタ、241.住民票コードカウンタ、242.備考欄カウンタ、243.通称氏名カナカウンタ、244.通称氏名漢字カウンタ、245.国籍カウンタ、246.在留資格カウンタ、247.在留期間カウンタ、248.在留期間終日カウンタ、249.第30条45規定カウンタ、250.在留カード等番号カウンタ、251.行政区コード、252.自治会コード、253.町内会コード、254.小学校区コード、255.中学校区コード、256.投票区コード、257.住所変更前行政区コード、258.住所変更前自治会コード、259.住所変更前町内会コード、260.住所変更前小学校区コード、261.住所変更前中学校区コード、262.住所変更前投票区コード、263.警告コード、264.移行フラグ、265.登録区分、266.処理番号、267.管轄支所コード、268.政令市コード、269.マイ60、270.備考1年月日、271.備考1行数、272.備考1桁数、273.備考160、274.備考2年月日、275.備考2行数、276.備考2桁数、277.備考260、278.文字列型予備項目1、279.印鑑連動有無フラグ、280.印鑑連動異動事由名称、281.旧番号法個人番号、282.旧住民票コード、283.交付識別コード、284.国保資格区分、285.国保退職区分コード、286.国民年金記号番号、287.国民年金種別、288.子ども手当の有無フラグ、289.介護保険の有無フラグ、290.後期高齢の有無フラグ、291.後期高齢被保険者番号、292.後期高齢資格取得年月日、293.後期高齢資格喪失年月日、294.現住所方書非表示フラグ、295.前住所方書非表示フラグ、296.転入前方書非表示フラグ、297.転出前方書非表示フラグ、298.実定地方書非表示フラグ、299.特定施設コード、300.住所変更前特定施設コード、301.軽微な修正フラグ、302.予備1_2、303.予備年月日1、304.予備2_2、305.予備年月日2、306.予備3_5、307.予備年月日3、308.予備4_5、309.予備年月日4、310.予備5_10、311.予備年月日5、312.予備6_10、313.予備年月日6、314.予備7_15、315.予備年月日7、316.予備8_15、317.予備年月日8、318.予備9_20、319.予備年月日9、320.予備10_20、321.予備年月日10

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異動時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
都道府県知事または市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第八十条で定めるもの

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの
厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七条で定めるもの
厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
都道府県知事	136	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの
厚生労働大臣	150	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの

提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務		
移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
市民福祉部 福祉課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 こども家庭課		
こども健康部 保育幼稚園課		
こども健康部 こども家庭課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 保健センター	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	20	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
総務部 税務課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画部 建築住宅課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	32	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
教育委員会 教育推進課	38	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
教育委員会 教育推進課	40	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 保険年金課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 保険年金課	46	国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
都市計画部 建築住宅課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
企画部 危機管理課	55	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹り災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 保険年金課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	60	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 高齢福祉課	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	62	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 こども家庭課	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 こども家庭課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 こども家庭課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	68	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 保健センター	70	母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	71	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十九年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	74	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和三十九年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
市民福祉部 保険年金課	81	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 保険年金課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	94	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 高齢福祉課	100	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
企画部 危機管理課	104	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 保健センター	111	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	116	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 こども家庭課	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
こども健康部 保育幼稚園課		
市民福祉部 保険年金課	128	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市民福祉部 福祉課	条1	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

※「条」は番号法第9条第2項に基づく多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の項番

ユーザ認証の管理	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員ごとにユーザーIDとパスワードを設定し、アクセス制限をしている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可する運用をしている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><情報セキュリティポリシーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに関して、研修会を実施している。 ・外部記憶媒体の利用について内規を定めて、厳格に運用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><対象者以外の情報入手を防止するための措置内容> 本人確認情報の入手元は既存住記システムに限定されるため、既存住記システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の公的機関発行証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p><必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住記システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><宛名システム等における措置の内容> 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p><事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容> 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住記システムに限定しており、また、既存住記システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限した電算室内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・操作者IDと生体認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者IDによりシステム操作ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、操作者IDによる識別と生体認証を登録する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</p>
その他の措置の内容	-

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<情報セキュリティポリシーにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに関して、研修会を実施している。 ・外部記憶媒体の利用について内規を定めて、厳格に運用している。
10. その他のリスク対策	
-	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置の内容> 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容> 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住記システムに限定しており、また、既存住記システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限した電算室内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者IDと生体認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者IDによりシステム操作者ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、操作者IDによる識別と生体認証を登録する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">[十分である]</div> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<情報セキュリティポリシーにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに関して、研修会を実施している。 ・外部記憶媒体の利用について内規を定めて、厳格に運用している。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 市民福祉部市民課 0572-23-5542
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 市民福祉部市民課 0572-23-5542
②対応方法	問い合わせに対して受付表を作成し、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内で横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能 8. 庁内の他業務・システムとのデータ連携 庁内の他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携をする機能 9. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐づく住民票コードを機構へ通知する機能 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する情報提供用個人識別符号のことである。 10. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合利用番号連携サーバーへ通知する機能	7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能 8. 庁内の他業務・システムとのデータ連携 庁内の他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携をする機能 9. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐づく住民票コードを機構へ通知する機能 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する情報提供用個人識別符号のことである。 10. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合利用番号連携サーバーへ通知する機能	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他システムとの接続	[○]情報提供ネットワーク [○]既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] その他()	[] 情報提供ネットワーク [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他(法務省連携システム等)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に住民基本台帳ゲートウェイシステムを介して、市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	宛名システム	団体内統合宛名システム	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 宛名情報管理機能 住民登録している住民、外国人、住民登録外個人及び法人を管理する。 2. 送付先管理機能 送付先宛名情報を管理する。 3. 同定管理機能 同一人を特定するための同定情報を管理する。 4. 個人番号対応符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを使用するための符号を管理する。	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内統合宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、各業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変更を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして個人情報を照会する。	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他システムとの接続	[○]既存住民記録システム [○]宛名システム [] 税務システム [] その他()	[○]既存住民記録システム [] 宛名システム [○] 税務システム [○] その他(中間サーバー)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの

平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(選挙資格関係情報)	[○]その他(中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他識別情報(内部番号) 庁内で連携する際に必要であるため	・その他(中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報) 日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」)の情報を住民票へ記録する必要があるため。	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワーク)	[○]その他(住民基本台帳ネットワーク、法務省連携システム)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民健康部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付与部署(企画防災課、税務課、福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、情報課)	市民健康部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付与部署(企画防災課、税務課、福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、情報課、教育推進課)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	株式会社日立システムズ 中部支社	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	株式会社日立システムズ 中部支社	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(55)件 [○]移転を行っている(28)件	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(42)件	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用主体 使用者数	[10人以上50人未満]	[10人未満]	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム保守	既存住基システム保守	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	株式会社日立システムズ 中部支社	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用主体	[10人以上50人未満]	[10人未満]	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	日本電気株式会社 岐阜支店	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	Ⅲリスク対策 1(2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・操作者識別カードと端末機の相互認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者識別カードの種別によりシステム操作ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。	・操作者IDと生体認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者IDによりシステム操作ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、操作者IDによる識別と生体認証を登録する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。	事後	認証方法について誤記があったため

平成29年7月3日	<p>Ⅲリスク対策 1(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>・操作者識別カードと端末機の相互認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者識別カードの種別によりシステム操作者ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</p>	<p>・操作者IDと生体認証により初めて住基ネットへアクセスできるような仕組みとなっており、操作者IDによりシステム操作者ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、操作者IDによる識別と生体認証を登録する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</p>	事後	認証方法について誤記があったため
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>(1)住民基本台帳ファイル 1.宛名番号,2.住民票コード,3.世帯番号,4.準世帯区分,5.最大住所連番,6.現存区分,7.人格区分,8.世帯主区分,9.支所コード,10.地区コード,11.行政区コード,12.班コード,13.小学校区コード,14.中学校区コード,15.投票区コード,16.算定団体コード,17.続柄コード,18.続柄コード2,19.続柄コード3,20.続柄コード,21.続柄区分,22.続柄名,23.実続柄名,24.生年月日,25.和暦生年月日,26.表示用生年月日,27.性別,28.記載順位,29.異動日,30.異動事由,31.異動届出日,32.異動届出区分,33.住定日,34.住定事由,35.住定届出日,36.住定届出区分,37.現住所連番,38.前住所連番,39.転入前住所連番,40.転入未届地連番,41.本籍地連番,42.転出予定日,43.転出予定届出日,44.転出予定届出区分,45.転出予定地連番,46.転出確定日,47.転出確定通知日,48.転出確定届出区分,49.転出確定地連番,50.住民となる日,</p>	<p>(1)住民基本台帳ファイル 1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ</p>	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>51.住民となる事由,52.住民となる届出日,53.住民となる届出区分,54.住民でなくなる日,55.住民でなくなる事由,56.住民でなくなる届出日,57.住民でなくなる届出区分,58.死亡日不詳区分,59.氏名カナ,60.氏名漢字,61.本名カナ,62.本名漢字,63.世帯主氏名カナ,64.世帯主氏名漢字,65.備考,66.改製連番,67.改製日,68.旧氏名カナ,69.旧氏名漢字,70.広域宛名番号,71.処理日,72.処理時間,73.処理区分,74.全部一部キー,75.職員番号,76.作成日,77.更新日,78.更新時間,79.更新職員宛名番号,80.更新端末番号,81.履歴連番,82.氏名カナ,83.氏名漢字,84.漢字併記名,85.カナ併記名,86.通称名カナ,87.通称名漢字,88.生年月日不詳区分,89.在留資格コード,90.在留期間等,91.在留期間等の満了の日,92.在留区分,93.在留カード等の番号,94.国籍コード,95.宛名送付区分,96.異動事実コード,97.異動事由コード,98.異動事由コード2,99.異動事由コード3,100.事由発生年月日,</p>	<p>51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.現住所コード、64.現住所郵便番号、65.現住所、66.現住所所番、67.現住所所番カナ、68.現住所所番漢字、69.現住所前漢字地番数値、70.現住所所番数値1、71.現住所所番数値2、72.現住所所番数値3、73.現住所後漢字地番数値、74.入管法届出フラグ、75.居住地補正コード、76.入管法居住地住所コード、77.入管法居住地郵便番号、78.入管法居住地住所、79.入管法居住地地番、80.入管法居住地地方書カナ、81.入管法居住地地方書漢字、82.入管法居住地前漢字地番数値、83.入管法居住地地番数値1、84.入管法居住地地番数値2、85.入管法居住地地番数値3、86.入管法居住地後漢字地番数値、87.性別コード、88.生年月日、89.元ユーザID、90.生年月日不詳フラグ、91.生年月日不詳コード、92.生年月日不詳文字、93.続柄コード、94.続柄名称漢字、95.記載順位、96.警告フラグ、97.筆頭者氏名漢字、98.本籍住所コード、99.本籍郵便番号、100.本籍住所、</p>	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>101.記載住民となった年月日,102.記載住民となった事由,103.記載住民となった届出日,104.記載住民となった届出区分,105.記載住所を定めた年月日,106.記載住所を定めた事由,107.記載住所を定めた届出日,108.記載住所を定めた届出区分,109.作成日,110.更新日,111.更新時間,112.更新職員宛名番号,113.更新端末番号,114.住所連番,115.大字コード,116.本番,117.枝番,118.枝番2,119.方書コード,120.棟,121.号,122.市町村コード,123.自治コード,124.郵便番号,125.郵便番号BC,126.町名,127.番地,128.方書,129.主筆頭者名,130.作成日,131.更新日,132.更新時間,133.更新職員宛名番号,134.更新端末番号,135.世帯番号,136.国保証番号,137.国保取得日,138.国保取得事由,139.国保喪失日,140.国保喪失事由,141.国保資格種別,142.国保退職職名,143.退職該当日,144.退職非該当日,145.作成日,146.更新日,147.更新時間,148.更新職員キー,149.更新端末名,150.記号,</p>	<p>101.本籍地番、102.本籍前漢字地番数値、103.本籍地番数値1、104.本籍地番数値2、105.本籍地番数値3、106.本籍後漢字地番数値、107.前住所世帯主氏名漢字、108.前住所世帯主氏名漢字2、109.前住所コード、110.前住所郵便番号、111.前住所、112.前住所所番、113.前住所所番カナ、114.前住所所番漢字、115.前住所前漢字地番数値、116.前住所所番数値1、117.前住所所番数値2、118.前住所所番数値3、119.前住所後漢字地番数値、120.住所変更前世帯主漢字、121.住所変更前世帯主漢字2、122.住所変更前世帯主通称氏名漢字、123.住所変更前世帯主併記氏名漢字、124.住所変更前住所コード、125.住所変更前郵便番号、126.住所変更前住所、127.住所変更前所番、128.住所変更前所番カナ、129.住所変更前方書漢字、130.住所変更前前漢字地番数値、131.住所変更前前漢字地番数値1、132.住所変更前前漢字地番数値2、133.住所変更前前漢字地番数値3、134.住所変更前後漢字地番数値、135.転入前住所世帯主漢字、136.転入前住所世帯主漢字2、137.転入前住所コード、138.転入前住所郵便番号、139.転入前住所、140.転入前住所所番、141.転入前住所所番カナ、142.転入前住所所番漢字、143.転入前住所前漢字地番数値、144.転入前住所所番数値1、145.転入前住所所番数値2、146.転入前住所所番数値3、147.転入前住所後漢字地番数値、148.転出予定先世帯主漢字、149.転出予定先世帯主漢字2、150.転出予定先住所コード、</p>	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの

平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	.151:番号,152:種別,153:取得事由,154:資格取得日,155:喪失原因,156:喪失理由,157:資格喪失日,158:付加種別,159:付加開始日,160:付加終了日,161:免除種別,162:免除理由,163:免除開始日,164:免除終了日,165:特記事項,166:作成日,167:更新日,168:更新時間,169:更新職員キー,170:更新端末名,171:世帯番号,172:認定日,173:消滅日,174:消滅事由,175:作成日,176:更新日,177:更新時間,178:更新職員キー,179:更新端末名,180:世帯番号,181:被保険者番号,182:介護資格取得年月日,183:介護資格事由,184:介護取得届出年月日,185:介護資格喪失年月日,186:介護喪失事由,187:認定交付年月日,188:認定申請区分,189:認定申請年月日,190:要介護状態区分,191:認定年月日,192:認定有効期間開始日,193:認定有効期間終了日,194:認定審査会意見,195:認定備考,196:作成日,197:更新日,198:更新時間,199:更新職員キー,200:更新端末名称	151.転出予定先郵便番号、152.転出予定先住所、153.転出予定先地番、154.転出予定先方書か、155.転出予定先方書漢字、156.転出予定先前漢字地番数値、157.転出予定先地番数値1、158.転出予定先地番数値2、159.転出予定先地番数値3、160.転出予定先後漢字地番数値、161.実定地世帯主氏名漢字、162.実定地世帯主氏名漢字2、163.実定地住所コード、164.実定地郵便番号、165.実定地住所、166.実定地地番、167.実定地方書か、168.実定地方書漢字、169.実定地前漢字地番数値、170.実定地地番数値1、171.実定地地番数値2、172.実定地地番数値3、173.実定地後漢字地番数値、174.住記異動事由コード、175.異動届出日、176.異動日、177.住民事由コード、178.住民届出日、179.住民日、180.住民日不詳フラグ、181.住民日不詳文字、182.外国人住民届出日、183.外国人住民日、184.住定届通知区分、185.住記住定事由コード、186.住定届出日、187.住定日、188.住定日不詳フラグ、189.住定日不詳文字、190.記載事由コード、191.記載届出日、192.記載日、193.消除届通知区分、194.消除事由コード、195.消除届出日、196.消除日、197.消除日不詳フラグ、198.消除日不詳コード、199.消除日不詳文字、200.転出予定届出日、	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	201:履歴連番,202:印鑑番号,203:登録日,204:廃止日,205:異動日,206:異動事由,207:廃止抹消理由,208:届出日,209:現存区分,210:印影現存区分,211:印影登録日,212:刻印種別,213:刻印文字,214:印鑑素材コード,215:登録照会日,216:登録回答期限,217:登録申請代理人宛名番号,218:登録申請代理人氏名,219:登録回答代理人宛名番号,220:登録回答代理人氏名,221:受付支所コード,222:保証人宛名番号,223:保証人印鑑番号,224:保証人氏名,225:登録確認区分,226:亡廃照会日,227:亡廃回答期限,228:亡廃届代理人宛名番号,229:亡廃届代理人氏名,230:亡廃回答代理人宛名番号,231:亡廃回答代理人氏名,232:備考,233:旧宛名番号,234:登録証返納日,235:発行要注意区分,236:取扱停止区分,237:登録・廃止中止フラグ,238:照会番号,239:算定団体コード,240:旧自治体印鑑番号,241:旧自治体名,242:方書加入,243:通称名表示設定,244:併記名表示設定,245:登録区分,246:作成日,247:更新日,248:更新時間,249:更新職員キー,250:更新端末	201.転出予定日、202.通知日、203.実定日、204.在留カード等番号、205.在留カード等番号区分、206.国籍コード、207.国籍名、208.第30条45規定区分、209.第30条45規定区分名称、210.在留資格コード、211.在留資格名称、212.在留期間コード年、213.在留期間コード月、214.在留期間コード日、215.在留期間終了日、216.世帯変更事由コード、217.世帯変更異動日、218.世帯変更届出日、219.改製年月日、220.かた氏名カウンタ、221.漢字氏名カウンタ、222.性別カウンタ、223.生年月日カウンタ、224.続柄カウンタ、225.現住所カウンタ、226.世帯主名カウンタ、227.本籍カウンタ、228.筆頭変更事由コード、229.住民年月日カウンタ、230.住定届出日カウンタ、231.住定年月日カウンタ、232.記載年月日カウンタ、233.前住所カウンタ、234.転出地カウンタ、235.転出予定届出日カウンタ、236.転出予定日カウンタ、237.実定地カウンタ、238.通知日カウンタ、239.実定日カウンタ、240.番号法個人番号カウンタ、241.住民票コードカウンタ、242.備考欄カウンタ、243.通称氏名カウンタ、244.通称氏名漢字カウンタ、245.国籍カウンタ、246.在留資格カウンタ、247.在留期間カウンタ、248.在留期間終了日カウンタ、249.第30条45規定カウンタ、250.在留カード等番号カウンタ、	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	251:人格区分,252:今回名簿番号頁,253:今回名簿番号行,254:前回名簿番号頁,255:前回名簿番号行,256:有権者区分,257:有権者資格1,258:有権者資格2,259:有権者資格3,260:有権者資格4,261:有権者資格5,262:有権者資格6,263:登録今回資格,264:登録前回資格,265:随時今回資格,266:随時前回資格,267:登録今回選挙区,268:登録今回地区,269:登録今回投票区,270:登録今回窓口番号,271:登録今回行政区,272:登録今回班,273:登録前回選挙区,274:登録前回地区,275:登録前回投票区,276:登録前回窓口番号,277:登録前回行政区,278:登録前回班,279:随時今回選挙区,280:随時今回地区,281:随時今回投票区,282:随時今回窓口番号,283:随時今回行政区,284:随時今回班,285:随時前回選挙区,286:随時前回地区,287:随時前回投票区,288:随時前回窓口番号,289:随時前回行政区,290:随時前回班,291:再転区分,292:今回氏名かな,293:今回氏名漢字,294:今回性別,295:今回大字コード,296:今回本番,297:今回枝番,298:今回枝番2,299:今回街区コード,300:今回棟番号、	251.行政区コード、252.自治会コード、253.町内会コード、254.小学校区コード、255.中学校区コード、256.投票区コード、257.住所変更前行政区コード、258.住所変更前自治会コード、259.住所変更前町内会コード、260.住所変更前小学校区コード、261.住所変更前中学校区コード、262.住所変更前投票区コード、263.警告コード、264.移行フラグ、265.登録区分、266.処理番号、267.管轄支所コード、268.政令市コード、269.¥60、270.備考1年月日、271.備考1行数、272.備考1レングス、273.備考1.60、274.備考2年月日、275.備考2行数、276.備考2レングス、277.備考2.60、278.文字列型準備項目1、279.印鑑連動有無フラグ、280.印鑑連動異動事由名称、281.旧番号法個人番号、282.旧住民票コード、283.交付識別コード、284.国保資格区分、285.国保退職区分コード、286.国民年金記号番号、287.国民年金種別、288.子ども手当の有無フラグ、289.介護保険の有無フラグ、290.後期高齢の有無フラグ、291.後期高齢被保険者番号、292.後期高齢資格取得年月日、293.後期高齢資格喪失年月日、294.現住所方書非表示フラグ、295.前住所方書非表示フラグ、296.転入前方書非表示フラグ、297.転出前方書非表示フラグ、298.実定地方書非表示フラグ、299.特定施設コード、300.住所変更前特定施設コード、	事後	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	301:今回部屋番号,302:今回世帯番号,303:今回記載順位,304:今回主氏名かな,305:今回主氏名漢字,306:今回郵便番号,307:今回郵便番号バーコード,308:今回町名,309:今回番地,310:今回方書,311:今回生年月日,312:今回続柄コード,313:今回続柄コード2,314:今回続柄コード3,315:今回続柄コード4,316:今回続柄名,317:前回氏名かな,318:前回氏名漢字,319:前回性別,320:前回大字コード,321:前回本番,322:前回枝番,323:前回枝番2,324:前回街区コード,325:前回棟番号,326:前回部屋番号,327:前回世帯番号,328:前回記載順位,329:前回主氏名かな,330:前回主氏名漢字,331:前回郵便番号,332:前回郵便番号バーコード,333:前回町名,334:前回番地,335:前回方書,336:前回生年月日,337:前回続柄コード1,338:前回続柄コード2,339:前回続柄コード3,340:前回続柄コード4,341:前回続柄名,342:随時今回氏名かな,343:随時今回氏名漢字,344:随時今回性別,345:随時今回大字コード,346:随時今回本番,347:随時今回枝番,348:随時今回枝番2,349:随時今回街区コード,350:随時今回棟番号	301.軽微な修正フラグ、302.予備1.2、303.予備年月日1、304.予備2.2、305.予備年月日2、306.予備3.5、307.予備年月日3、308.予備4.5、309.予備年月日4、310.予備5.10、311.予備年月日5、312.予備6.10、313.予備年月日6、314.予備7.15、315.予備年月日7、316.予備8.15、317.予備年月日8、318.予備9.20、319.予備年月日9、320.予備10.20、321.予備年月日10	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの

平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	351:随時今回部屋番号,352:随時今回世帯番号,353:随時今回記載順位,354:随時今回主氏名かな,355:随時今回主氏名漢字,356:随時今回郵便番号,357:随時今回郵便番号バーコード,358:随時今回町名,359:随時今回番地,360:随時今回方書,361:随時今回生年月日,362:随時今回続柄コード1,363:随時今回続柄コード2,364:随時今回続柄コード3,365:随時今回続柄コード4,366:随時今回続柄名,367:随時前回氏名かな,368:随時前回氏名漢字,369:随時前回性別,370:随時前回大字コード,371:随時前回本番,372:随時前回枝番1,373:随時前回枝番2,374:随時前回街区コード,375:随時前回棟番号,376:随時前回部屋番号,377:随時前回世帯番号,378:随時前回記載順位,379:随時前回主氏名かな,380:随時前回主氏名漢字,381:随時前回郵便番号,382:随時前回郵便番号バーコード,383:随時前回町名,384:随時前回番地,385:随時前回方書,386:随時前回生年月日,387:随時前回続柄コード1,388:随時前回続柄コード2,389:随時前回続柄コード3,390:随時前回続柄コード4,391:随時前回続柄名,392:登録判定異動日,393:登録判定事由,394:登録判定日,395:抹消判定異動日,396:抹消判定事由,397:抹消判定日,398:転出異動日,399:転出事由,400:転出日,	(削除)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	401:転出先市区町村コード,402:転出先郵便番号,403:転出先郵便番号バーコード,404:転出先町名,405:転出先番地,406:転出先方書,407:転入異動日,408:転入事由,409:転入日,410:転入元市区町村コード,411:転入元郵便番号,412:転入元郵便番号バーコード,413:転入元町名,414:転入元番地,415:転入元方書,416:一括処理日,417:随時処理日,418:重複照会区分,419:重複結果区分,420:重複登録区分,421:入場券未着区分,422:入場券予備区分,423:入場券未着備考,424:名簿登録日,425:登録者継続回数,426:個別区分,427:作成年月日,428:更新年月日,429:更新時間,430:更新職員キー,431:更新端末名称,432:失権区分,433:失権終了日,434:宛名無連番,435:氏名かな,436:氏名漢字,437:生年月日,438:性別,439:名簿登録地市区町村コード,440:名簿登録地郵便番号,441:名簿登録地郵便番号バーコード,442:名簿登録地町名,443:名簿登録地番地,444:名簿登録地方書,445:名簿登録地大字コード,446:名簿登録地本番,447:名簿登録地枝番1,448:名簿登録地枝番2,449:名簿登録地街区コード,450:名簿登録地棟番号,	(削除)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	451:名簿登録地部屋番号,452:本籍地市区町村コード,453:本籍地郵便番号,454:本籍地郵便番号バーコード,455:本籍地町名,456:本籍地番地,457:本籍地大字コード,458:本籍地本番,459:本籍地枝番1,460:本籍地枝番2,461:本籍地街区コード,462:本籍地棟番号,463:本籍地部屋番号,464:作成年月日,465:更新年月日,466:更新時間,467:更新職員キー,468:更新端末名称,469:個人番号	(削除)	事前	基幹系業務システムの再構築により事前に評価を行うもの
平成29年7月3日	(別紙1)番号法第19条第7号別表二に定める事務	提供先No.	(削除)	事後	記載内容の見直しによるもの
平成29年7月3日	(別紙1)番号法第19条第7号別表二に定める事務	なし	提供先:市町村長 法令上の根拠(項番)85の2 提供先における用途:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	提供先No.	(削除)	事後	記載内容の見直しによるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)20 提供先における用途:戦傷病者戦没者遺族等救護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による救護に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:教育委員会教育推進課 法令上の根拠(項番)26 提供先における用途:特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:教育委員会教育推進課 法令上の根拠(項番)27 提供先における用途:学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの

平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:建設部建築住宅課 法令上の根拠(項番)35 提供先における用途:住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)40 提供先における用途:戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)42 提供先における用途:戦傷病者特別救護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による救護に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部子ども支援課 法令上の根拠(項番)43 提供先における用途:母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)48 提供先における用途:戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)50 提供先における用途:戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)53 提供先における用途:戦没者の父母などに対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)62 提供先における用途:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)63 提供先における用途:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)63 提供先における用途:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:企画部企画防災課 法令上の根拠(項番)69 提供先における用途:被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)83 提供先における用途:特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:市民健康部保険年金課 法令上の根拠(項番)95 提供先における用途:年金生活支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの

平成29年7月3日	(別紙2)番号法第9条第1号別表一に定める事務	なし	移転先:福祉部福祉課 法令上の根拠(項番)条1 提供先における用途:生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの ※「条」は番号法第9条第2項に基づく多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の項番	事前	番号法及び別表第一の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
平成30年4月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	松田 真由美	水野 浩則	事後	人事異動に伴う修正
平成30年9月15日	IV V 開示請求、問い合わせ・評価実施手続 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目71番地の1 市民健康都市民課 0572-23-5542	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目233番地 市民健康都市民課 0572-23-5542	事後	区画整理による地番変更のため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	水野 浩則	市民課長	事後	項目の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策～(3) 8. 監査実施の有無	内部監査 実施なし	内部監査 実施あり	事後	記載内容の見直しによるもの
令和2年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システム1 ③他のシステムとの接続	その他(法務省連携システム)	その他(健康管理システム、附票システム)	事後	誤記修正
令和2年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供、移転	56	58	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 別表第2の第1に掲げる者(別紙1を参照)別紙1	なし	提供先:市町村長 法令上の根拠(項番)74 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 別表第2の第1に掲げる者(別紙1を参照)別紙1	なし	提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 法令上の根拠(項番)97 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定によるもの
令和3年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和 2年 4月 1日	令和 3年 4月 1日	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱い ③委託先名	日本電気株式会社 岐阜支店	NECソリューションイノベータ株式会社 東海支社	事後	
令和4年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和 3年 4月 1日	令和 4年 4月 1日	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③ 対象となる本人の範囲※その必要性	通知カード	個人番号通知書(文書内「通知カードと引き換えに交付することとされている」内は除く)	事後	

令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的※	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	通知カード		個人番号通知書		事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		事後	
令和5年2月15日	I 基本情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	記載なし		【以下の内容を追記】 ①サービス検索、電子申請機能での転出届の受領 ②マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続	[O]その他(健康管理システム、附票システム)		[O]その他(健康管理システム、附票システム、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム)		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。		3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)		事前	法令改正に伴う変更
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	(新規)		サービス検索・電子申請機		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(新規)		1. [住民向け機能]自らが受けることのできるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能。 2. [地方公共団体向け機能]住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	(新規)		[O]その他(ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム)		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	(新規)		ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システム機能	(新規)		1. 申請データの取り込み機能 連携サーバから申請データを取り込む機能 2. 申請内容照会機能 申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能 3. 既存住民基本台帳システムへの連携 既存住民基本台帳システムへ連携する機能		事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	(新規)		[O]既存住民基本台帳システム [O]その他(サービス検索・電子機能)		事前	電子申請の実施に伴う追加

令和5年2月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※②法令上の根拠	【略】 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【略】	【略】 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【略】	事後	法令改正に伴う変更
令和5年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要【1. 住民基本台帳ファイル】3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法 その他	②入手方法 【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム)	②入手方法 【○】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム、サービス検索・電子申請機能、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム)	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	III リスク対策【1. 住民基本台帳ファイル】2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	記載なし	<対象者以外の情報入手を防止するための措置内容> 【以下の内容を追記】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から電子新背データを送信する際は、個人番号カードによる電子署名が付与されるため、本人からの情報のみが送信される。	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月15日	III リスク対策【1. 住民基本台帳ファイル】2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	記載なし	<必要な情報以外を入手することを防止するための措置> 【以下の内容を追記】 ・サービス検索・電子申請機能においては、住民が画面の誘導に従い必要な情報を入力することで、不要な情報を送信するリスクを防止する。	事前	電子申請の実施に伴う追加
令和5年6月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	記載なし	【以下の内容を追記】 ⑬個人番号カード等を用いたコンビニエンスストア等での住民票の写し等の交付	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	【以下の内容を追記】 11. 戸籍システムへの連携 住民基本台帳の記載等に応じ、戸籍システムへの附属情報等を連携する。 12. コンビニ交付システムへの連携 コンビニ交付システムの利用が可能なコンビニエンスストアにおいて住民票の写し等の証明書を発行するため、コンビニ交付システムと各証明書に記載する情報のデータ連携を行う。	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(健康管理システム、附票システム、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム)	その他(健康管理システム、附票システム、ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム、戸籍システム、コンビニ交付システム)	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	(新規)	コンビニ交付システム	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システム機能	(新規)	(1)データ連携機能 既存の住民基本台帳システム、戸籍システムとデータ連携し、コンビニ交付に必要な情報を最新に保つ機能 (2)証明書データ送信機能 証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構:J-LIS)からの要求に対して、証明書データの作成及び送信を行う機能	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	(新規)	【○】その他(コンビニ交付システム(証明書交付センター)、戸籍システム)	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加

令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用の主体※	市民健康部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付与部署(企画防災課、税務課、福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、情報課、教育推進課)	市民健康部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付与部署(企画防災課、税務課、福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、デジタル推進課、教育推進課)	事後	機構改革による変更
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項の有無	【略】 (1)件	【略】 (3)件	事前	コンビニ交付の開始に伴う再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(新規)	コンビニ交付システムの保守・運用	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(新規)	コンビニ交付システムの構築・保守・運用管理	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	(新規)	10人未満	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	(新規)	富士フィルムシステムサービス株式会社	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	(新規)	再委託しない	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(新規)	コンビニ交付サービス業務	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	(新規)	コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付サービス業務	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	(新規)	10人未満	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加

令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(新規)	地方公共団体情報システム機構	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	(新規)	再委託しない	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(42)件	[○]提供を行っている(60)件 [○]移転を行っている(42)件	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	別表第2の第1に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	【略】 【※2】番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 【略】	【略】 【※2】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 【略】	事後	番号法の改正による再評価
令和7年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年6月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更

令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民健康部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付と部署(企画防災課、税務課、福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、デジタル推進課、教育推進課)	市民福祉部市民課、各地区事務所 その他既存住基参照権限付と部署(危機管理課、税務課、福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、保育幼稚園課、建築住宅課、保険年金課、保健センター、デジタル推進課、教育推進課)	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人上の保護・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<ガバメントクラウドにおける措置>・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスク及びリスクに対する措置	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	
令和7年6月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目233番地 市民健康部市民課 0572-23-5542	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目233番地 市民福祉部市民課 0572-23-5542	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目233番地 市民健康部市民課 0572-23-5542	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市首羽町1丁目233番地 市民福祉部市民課 0572-23-5542	事後	機構改革による変更
令和7年6月30日	(別紙2)	(機構改革に伴う移転先課名の変更)	(機構改革に伴う移転先課名の変更)	事後	機構改革による変更
令和8年6月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	